

ビジネスサポート割引契約[付帯契約型]

(個別約款)

平成30年10月1日

越後天然ガス株式会社

新潟市秋葉区新津4516番地

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 契約期間	2
5. 割引額等	2
6. 名義の変更	2
7. 契約の解約	2
8. 名義の変更	3
付 則	
1. 実施の期日	3
別 表	3

1. 用語の定義

この個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、当社が定める次の①から④のうち、いずれかの約款にもとづく契約をいいます。
 - ①ガス小売供給約款
 - ②個別約款 「小型空調契約」
 - ③個別約款 「空調夏期契約」
 - ④個別約款 「時間帯別B契約」
- (2) 「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (3) 「業務用」とは、法人など一般家庭用以外の業務の用途であることをいいます。
- (4) 「他燃料から切り替え」とは、熱源として使用している電気、プロパンガスまたは灯油他を、新たに都市ガスへ切り替えることをいいます。
- (5) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

2. 適用条件

この個別約款は (1) から (3) の条件を全て満たし、(4) および (5) のいずれかの条件を満たしたお客さまが、この個別約款による契約を希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 主契約でのガス使用用途が、業務用であること。
- (3) 上記主契約にもとづく料金を原則口座振替によりお支払いになること。
- (4) 新たに都市ガスを使用する場合。
- (5) 他燃料から切り替える場合。

3. 契約の締結

- (1) この個別約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、あらかじめこの個別約款を承諾のうえ、当社の定める申込書により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この個別約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 当社は、同一需要場所において同一のお客さまが複数回申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (4) 複数の主契約についてこの個別約款の適用を行う場合は、個々の主契約ごとにこの個別約款にもとづく付帯契約を締結するものとし、複数の主契約に対して一括してこの個別約款にもとづく付帯契約の締結は行わないものといたします。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

(6) この個別約款の適用を受けているお客さまが、この個別約款にもとづく付帯契約の契約期間内で既に締結している主契約を解約し、別の主契約を締結する場合は、締結後の主契約の供給条件等にかかわらずこの個別約款にもとづく付帯契約の契約期間を引き継ぐこととします。

この場合、この個別約款にもとづく付帯契約の料金は、新たに契約を締結した主契約ガス料金をもとに算定するものとします。

4. 契約期間

契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から36か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガスの使用を開始する日以降最初の定例検針日の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から36か月目の定例検針日までといたします。

5. 割引額等

- (1) 割引額は、別表に定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

6. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関する部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

7. 契約の解約

- (1) お客さまがこの個別約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただき、通知された解約期日に解約されます。なおこの場合、解約期日を含む料金算定期間の料金については、この個別約款にもとづく付帯契約による割引は行いません。
- (2) お客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この個別約款にもとづく契約を解約できるものといたします。ただし、3(3)の規定によりその後の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (3) この個別約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの個別約款にもとづく付帯契約を解約することができます。
- (4) 主契約が解約される場合、又は契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの個別約款にもとづく付帯契約を解約することができます。
- (5) 主契約を解約した場合、当該解約の日をもって、この個別約款にもとづく付帯契約の解約期日といたします。

(6) お客さまに契約違反があった場合（2 の適用条件を満たさなくなった場合を含む）には契約期間中であっても、この個別約款にもとづく契約を解約できるものといたします。

8. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款及び個別約款の各約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この個別約款は、平成 30 年 10 月 1 日から実施いたします。

別 表

割引種別	割 引 額	契約期間
ビジネスサポート割引	主契約ガス料金（早収料金）×0.10	36 か月